

■定期報告対象（～H28.5.31）

改正前

◆建築物

種	報告頻度	対象用途	規模等
1種	毎年	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場 ・映画館 ・演芸場 ・観覧場 ・公会堂 ・集会場 	<ul style="list-style-type: none"> ・3以上の階数を有し、かつ、客席の床面積の合計が200㎡（屋外観覧席にあっては、2000㎡）をこえるもの
2種	2年毎		<ul style="list-style-type: none"> ・客席（屋外観覧席を除く。）の床面積の合計が200㎡をこえるもの
1種	毎年	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル ・旅館 	<ul style="list-style-type: none"> ・3以上の階数を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡をこえるもの
3種	3年毎		<ul style="list-style-type: none"> ・その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡をこえるもの
2種	2年毎	<ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 （患者の収容施設があるものに限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・3以上の階数を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡をこえるもの
3種	3年毎		<ul style="list-style-type: none"> ・その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡をこえるもの
2種	2年毎	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 （公立学校を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・3以上の階数を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡をこえるもの
3種	3年毎		<ul style="list-style-type: none"> ・その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡をこえるもの
1種	毎年	<ul style="list-style-type: none"> ・百貨店 ・マーケット 	<ul style="list-style-type: none"> ・3以上の階数を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積が500㎡をこえるもの
2種	2年毎	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場 （個室付に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡をこえるもの
3種	3年毎	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場 	<ul style="list-style-type: none"> ・その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡をこえるもの

※上記の建築物に設けた建築設備（換気設備（自然換気設備を除く）、排煙設備（排煙機を有するもの）、非常用照明装置）を、上記の報告頻度に併せて報告